

内部統制推進・評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 岩手県内部統制基本方針に基づき、内部統制の推進及び評価に係る全庁的な体制を確立し、組織的な取組を展開するため、内部統制推進・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 内部統制の推進及び評価に係る全庁的な取組に関すること。
- (2) 内部統制の推進及び評価に係る情報共有と連絡調整に関すること。
- (3) その他内部統制の推進及び評価に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、総務部行政経営推進課を担当する副知事をもって充てる。
- 3 副委員長は、前項に掲げる者以外の副知事をもって充てる。
- 4 委員は、企画理事、本庁各部局等の長、広域振興局長、議会事務局長、教育局長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、警察本部長、労働委員会事務局長をもって構成する。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めたときは、会議に委員会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 委員会に幹事長及び幹事をもって構成する幹事会を置く。

- 2 幹事会に付議する事項は、委員会に付議する事項、その他総合調整を要する事項とする。
- 3 幹事長及び幹事は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、主宰する。
- 5 幹事長に事故あるときは、幹事長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。
- 6 幹事長は、必要と認めたときは、幹事会の会議に幹事会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(連絡会議)

第7条 幹事会に、特定の事項を調査検討するため、連絡会議を置く。

2 連絡会議の設置及び運営等については、幹事長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会及び幹事会の庶務は、総務部行政経営推進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び幹事会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成31年2月6日付け総務第177号）

この要綱は、平成31年2月6日から施行する。

附 則（平成31年3月26日付け総務第227号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月31日付け行経第47号）

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日付け行経第1号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日付け行経第1号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日付け行経第1号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日付け行経第3号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

	所属	職名
幹事長	総務部	副部長
幹 事	政策企画部	副部長
〃	復興防災部長	副部長
〃	ふるさと振興部	副部長
〃	文化スポーツ部	副部長
〃	環境生活部	副部長
〃	保健福祉部	副部長
〃	商工労働観光部	副部長
〃	農林水産部	副部長
〃	県土整備部	副部長
〃	I L C 推進局	副局長
〃	出納局	副局長
〃	盛岡広域振興局	副局長
〃	県南広域振興局	副局長（総務部担当）
〃	沿岸広域振興局	副局長（本局）
〃	県北広域振興局	副局長（本局）
〃	議会事務局	事務局次長
〃	教育委員会事務局	教育企画室長
〃	人事委員会事務局	職員課総括課長
〃	監査委員事務局	監査第一課総括課長
〃	警察本部	警務部長
〃	労働委員会事務局	審査調整課総括課長